

予備試験

令和4年予備試験
論文式試験分析会
民法 講師レジュメ

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 229058

LU22905

設問 1 (1)

【報酬減額請求の根拠 (632、559、562 I、563 II ②)】

塗装βによる外壁の塗装→品質に関する契約内容不適合

(∵塗料αによる外壁の塗装=品質に関する契約内容を構成する)

→契約内容不適合責任としての代金減額請求

※請負契約締結にあたり塗料αによる外壁の塗装をBが明示的に申し入れ、Aがこれを了承している以上、塗料αによる外壁の塗装が品質に関する契約内容を構成することは認定可能

※Aが再塗装を拒絶=563 II ②の要件もOK

【建物の客観的価値が塗料βによる場合の方が高額である点について】

→代金減額請求が可能か？

※代金減額請求の法的性質→一部解除 (×損害賠償請求)

建物建築と外壁の塗装は性質上可分と評価できる

外壁の塗装がなくとも建物だけでも契約内容の達成は可能 (再塗装OK)

…債務者 (A) による債務の本旨に従った履行がなされていない以上、債権者 (B) に帰責性がない限りは (543 III) 代金減額請求は可能

【結論】

Bによる代金減額請求は認められる

設問1 (2)

【損害賠償請求の根拠 (632、559、562 I、564、415 I)】

「再塗装に要する費用を損害として」請求

415 I よりも 415 II を根拠としたほうが自然と考えられるが、415 II 各号該当性？

→設問1 (1) とは異なり A は再塗装の申し入れをしているため、一部解除権は発生しておらず、415 II ③ 該当性はない

→415 I を根拠に請求するしかない

【415 I の要件充足性の検討】

① 債務不履行について

品質に関する契約内容不適合は OK (設問1 (1) と同様)

= B の A に対する追完請求権は発生している

→ A が追完 (塗料 α による再塗装) の申し入れをしている (B は拒絶) ため、債務不履行とは評価できないのでは？

(履行の提供 (493 但書) あり → 債務不履行ではない (492))

→ 本問の請求 = 実質的には履行に代わる追完請求と評価できる

・ 564 条文理解釈 (「損害賠償の請求…を妨げない」)

・ A による追完をもはや受けたくないとの B の合理的意思の尊重 (実質的理由)

・ 損害賠償請求を認めても B に別段の経済的不利益を課す訳ではない

→ このような場合には債務不履行を認めてもよいのでは？

→ A の債務不履行の事実は認められる

② 損害について

再塗装にかかる費用 = 差額説から損害と評価可能か？

塗料 α の色が B のコーポレートカラーであり複数の店舗で同色が採用されていることからすれば、別の塗料で塗装がされた場合、塗料 α で再塗装することになる

→ 債務不履行がなかった場合…再塗装を要しない建物を入手

債務不履行があった場合 …再塗装を要する建物を入手

→再塗装費用は損害になる

③因果関係について

→特別損害に含まれるが(416Ⅱ)、塗料 α の色がBのコーポレートカラーであり
それ以外の色の場合には再塗装をすること(特別事情)は債務不履行時にAは
予見すべき

→因果関係は認められる

④Aの帰責性について

近隣住民からの反対があった際、Bと何ら協議をすることなく一方的な判断で塗
料 β による塗装を実施→債務不履行に関する帰責性○

【結論】

Bによる損害賠償請求は認められる

設問2

【Fによる取得時効の成否】

20年の取得時効の要件（162Ⅱ）

→「所有の意思」の推定（186Ⅰ）を覆す事情あり

自主占有か、他主占有か…占有取得原因事実により外形的客観的に判断

Dの占有は使用貸借契約に基づく＝他主占有権原

（Dの固定資産税支払いをもって自主占有事情と評価することは困難）

占有も相続の対象→Dの他主占有がFに包括承継

（使用貸借契約は借主の死亡によって終了するが（597Ⅲ）、そのことのみをもって他主占有が自主占有に転換することはない）

【自主占有への転換→185条の検討】

①185条前段

～R9.4.1「自己に占有をさせた者」に対して所有の意思があることを表示？

○他主占有を包括承継→Eは「自己に占有をさせた者」

×使用貸借契約はDの死亡によって終了している＝Eは使用貸主たる地位を包括承継した訳ではない

185条前段の趣旨→占有者の所有者に対する所有の意思の表示を通じて所有者自らが付与した他主占有が自主占有に転換したことを所有者に認識させ、所有者に時効対応の機会を与えること

→「自己に占有をさせた者」＝現に存在する他主占有権原を自ら付与した者と解した場合、Eはこれにあたらぬことになる

- ・肯定する場合には時効の起算点はFがEに申し入れた時点のため、Eの訴え提起時点（R29.4.1）で時効期間は完成していることになる

②185条後段

- ・相続したことのみをもって「新たな権原」にはあたらない

【判例】（最判平成8年11月12日）

占有者である当該相続人においてその事実的支配が外形的客観的に見て独自の所有の意思に基づくものと認められる事情を自ら証明した場合

→他主占有から自主占有への転換を認める

（判例の意義…185条前段による自主占有への転換が認められない（又は、転換時期が遅いため185前段では時効完成が認められない）場合に自主占有への転換点を早めることが可能）

・ R9.4.1（所有権移転登記時）

相続人の新たな「占有」？

→たしかに法律上の占有はあるが、時効制度の趣旨（永続した事実関係を尊重して法的権利に高める）からすると、事実上の占有であることが必要では？

（法律上の占有では上記判例の「事実的支配」には該当しない）

・ R9.5.1（ラーメン店の営業再開時）

所有権登記を移転した建物で新たに店舗営業を開始すること

＝外形的客観的に見て独自の所有の意思に基づく新たな占有と評価○

（所有権登記のある建物での営業再開、というのが「外形的客観的に見て～」を判断する上でのポイント）

この場合、時効の起算点はR9.5.1なので、Eによる訴え提起により時効は完成猶予することによりFの取得時効の主張は認められないことになる

【結論】

・ 185条前段による自主占有への転換を認める見解に立つ場合

Fの取得時効の主張は認められる（認める場合、他の要件充足性の認定が必要）

・ 185条前段による自主占有への転換を認めない見解に立つ場合

Fの時効取得の主張は認められない

※いずれの見解もあり得るが、後者の見解の方がより多くの問題文の事実を摘示・評価できたと思われる

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2022 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU22905